

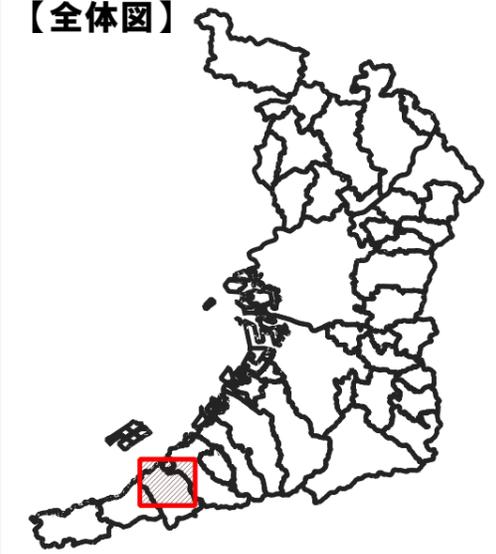
64 泉南特定猟具使用禁止区域

1:17000

0 250 500 750 1000 m



【全体図】



【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】

府道泉佐野岩出線と泉南市と泉南郡田尻町との境界線の交点を起点とし、同境界線を南東進し泉南市と泉佐野市との境界線の交点に至る。泉南市と泉佐野市との境界線を南進し、阪和自動車道に至る。同道路を南西進し、林道お菊松線との交点に至る。同点から林道お菊松線を南進し750メートルの地点から西進し林道高倉線との交点に至る。同点から林道高倉線を500メートル南進し、同地点から岡垣戸池の東端を線で結び、同線と林道六尾線との交点に至る。同点から林道六尾線を北西進し、府道泉佐野岩出線に至る。同線を北進し阪和自動車道に至る。同道路を南西進し、泉南市と阪南市の境界線に至る。同点より泉南市と阪南市の境界線を北西進し、府道堺阪南線との交点に至る。同点から同線を東進し府道泉佐野岩出線の交点に至る。同点より府道泉佐野岩出線を北東進して起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。